

# 富士市 水道事業

## 令和6年度 水質検査計画

安全かつ清浄な水の供給を確保することは、水道事業者（富士市水道事業）にとっての義務であり、水質上の要件は水道法第4条に水質基準として規定されています。

水質検査は、水道法第20条に規定され、水道事業者が行うこととされており、水道水が水質基準に適合し、安全であることを確認するために不可欠な作業です。

「水質検査計画」とは、水源種別の過去の水質検査結果、水源周辺の状況等について総合的に検討し、水道事業者が作成するものであり、検査の適正化及び透明性を図るために、検査地点・検査項目及び検査頻度並びに公表の方法等を定めたものです。

### 目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源及び水質の状況
4. 汚染の要因及び水質管理上の留意点
5. 水質検査の概要
  - (1) 採水場所
  - (2) 検査項目及び検査頻度
  - (3) 試料の採取及び運搬方法
6. 水質検査方法（自己／委託の区分）
7. 臨時の水質検査
8. 検査施設への立入調査
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
11. 水質検査における精度管理及び信頼性保証
12. 関係者との連携

## 1. 基本方針

- (1) 検査地点  
配水区域ごとに流末となる給水栓及び水源となる全ての井戸で行います。
- (2) 検査項目  
水道法で検査が義務付けられている水質基準項目を基本とし、それを補完する水質管理目標設定項目及び水源水質管理上必要な項目について行います。
- (3) 検査頻度  
これまでの水質検査の結果に基づいて、水道法の規定に従い設定します。

## 2. 水道事業の概要

- (1) 水道事業体名 静岡県富士市水道事業
- (2) 給水人口 229,922 人 (令和4年度末 現在)
- (3) 一日平均配水量 103,184 m<sup>3</sup> (令和4年度 実績)
- (4) 水源種別 地下水(深井戸)・湧水
- (5) 浄水処理方法 消毒(塩素剤：次亜塩素酸ナトリウム注入)
- (6) 配水区域と施設数 地下水 82 井・湧水 2 箇所 配水池 61 池

(令和5年度末)

1	八王子・富士本水系	地下水 6井	配水池 10池
2	大淵・伝法水系	地下水 18井	配水池 10池
3	今宮・富士団地水系	地下水 9井	配水池 7池
4	鷹岡水系	地下水 14井	配水池 7池
5	富士水系	地下水 14井	配水池 9池
6	吉原・舟久保水系	地下水 11井	配水池 7池
7	神谷水系	地下水 4井	配水池 1池
8	富士川水系	地下水 6井	配水池 10池
		湧水 2箇所	

### 3. 水源及び水質の状況

富士市の水源は、良好な地下水及び湧水であり、安定した水質を確保しています。また、浄水の検査結果も水質基準を満たしており、安全で良質な水です。

### 4. 汚染の要因及び水質管理上の留意点

	汚染の要因	水質管理上留意すべき項目
1	次亜塩素酸使用による消毒副生成物	塩素酸などの消毒副生成物
2	多肥の畑地における硝酸態窒素の溶脱	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
3	塩素の注入量不足	残留塩素濃度

## 5. 水質検査の概要

### (1) 採水場所

#### ① 浄水

##### 給水栓

43箇所 ・ 毎日検査項目：残留塩素・色・濁りの3項目

38箇所 ・ 水質基準項目：水質基準51項目

#### 1. 八王子・富士本水系

1. 大富町公会堂

2. 大淵1丁目公会堂

3. 城山公会堂

4. 大淵3丁目公会堂

#### 2. 大淵・伝法水系

5. 穴原公会堂

6. 百合ヶ丘公園

7. 市営二子団地

8. 広見公園

9. 石坂熊野公園

10. 石坂薬師前西広場

11. 伝法まちづくりセンター

12. 日乃出町公園

#### 3. 今宮・富士団地水系

13. 石井町憩いの家

14. 今宮公民館

15. 今宮公会堂

16. 吉永北まちづくりセンター

17. 市営駿河台団地

18. 富士見台第4号緑地

#### 4. 鷹岡水系

19. 天間堰戸広場

20. 天間まちづくりセンター

21. 田代区公会堂

22. 大石公園

23. 久沢南区公会堂

#### 5. 富士水系

24. 富士市西消防署

25. 消防団第13分団

26. クリーンセンター  
ききょう 跡地

27. 中丸小須公園

#### 6. 吉原・舟久保水系

28. 津田第2公園

29. 東部市民プラザ

30. 鈴川港公園

31. 鬼ヶ島公園

#### 7. 神谷水系

32. 中里西脇南公園

## 8. 富士川水系

33. 八坂神社

34. 東町送水場

35. 松野まちづくりセンター

36. 松野富士見町公民館

37. 北松野防火水槽

38. 北松野配水池

39. 富士川楽座

40. 宮町公民館

41. 四十九公会堂

42. 子之神社

43. 南松野公園

合計43箇所

富士川水系 39. 富士川楽座 ~ 43. 南松野公園の5箇所は、毎日検査のみ実施。

1. 大富町公会堂 ~ 38. 北松野配水池の38箇所については、毎日検査・水質基準項目検査実施。

## ②原水

井戸ポンプ採水栓 82箇所（地下水）  
湧水口 2箇所（湧水）  
・水質基準項目

### 1. 八王子・富士本水系

1. 城山水源地

2. 八王子1号水源地

3. 八王子2号水源地

4. 八王子3号水源地

5. 次郎長水源地

6. 富士本水源地

### 2. 大淵・伝法水系

7. 大淵1号水源地

8. 大淵2号水源地

9. 大淵3号水源地

10. 大淵4号水源地

11. 大淵5号水源地

12. 大淵6号水源地

13. 曾比奈水源地

14. 落合水源地

15. 糶窪水源地

16. 久保町3号水源地

17. 神戸2号水源地

18. 久保町水源地

19. 久保町2号水源地

20. 伝法1号水源地

21. 伝法2号水源地

22. 伝法3号水源地

23. 片倉水源地

24. 末広1号水源地

### 3. 今宮・富士団地水系

25. 大久保水源地

27. 今宮 2 号水源地

29. 桑崎 2 号水源地

31. 富士団地 1 号水源地

33. 富士団地 3 号水源地

26. 今宮水源地

28. 桑崎水源地

30. 神戸 1 号水源地

32. 富士団地 2 号水源地

### 4. 鷹岡水系

34. 鷹岡低区 1 号水源地

36. 鷹岡低区 3 号水源地

38. 鷹岡中区 2 号水源地

40. 鷹岡中区 4 号水源地

42. 鷹岡中区 6 号水源地

44. 鷹岡高区 1 号水源地

46. 鷹岡高区 3 号水源地

35. 鷹岡低区 2 号水源地

37. 鷹岡中区 1 号水源地

39. 鷹岡中区 3 号水源地

41. 鷹岡中区 5 号水源地

43. 鷹岡中区 7 号水源地

45. 鷹岡高区 2 号水源地

47. 末広 2 号水源地



## 5. 富士水系

48. 岩松 1 号水源地

49. 岩松 2 号水源地

50. 岩松 3 号水源地

51. 岩松 4 号水源地

52. 岩松 5 号水源地

53. 岩松 6 号水源地

54. 岩松 7 号水源地

55. 岩松 8 号水源地

56. 岩松 9 号水源地

57. 岩松 10 号水源地

58. 岩松 11 号水源地

59. 岩松 12 号水源地

60. 岩松 13 号水源地

61. 岩松 14 号水源地

## 6. 吉原・舟久保水系

62. 吉原 1-1 号水源地

63. 吉原 1-2 号水源地

64. 吉原 2 号水源地

65. 吉原 3 号水源地

66. 石坂水源地

67. 舟久保 1 号水源地

68. 舟久保 2 号水源地

69. 舟久保 3 号水源地

70. 吉小水源地

71. 吉小予備水源地

72. 川尻水源地

## 7. 神谷水系

73. 神谷水源地

74. 神谷 2 号水源地

75. 神谷 3 号水源地

76. 神谷 4 号水源地

## 8. 富士川水系（地下水）

77. 東町水源地

78. 日の出町水源地

79. 木島水源地

80. 木島2号水源地

81. 中野水源地

82. 新中野水源地

## 8. 富士川水系（湧水）

1. 矢所水源

2. 北松野水源

合計 : 地下水 82箇所  
: 湧水 2箇所

(2) 検査項目及び検査頻度

①「水質基準項目」に関する検査（給水栓水38箇所）

・法令で検査が義務付けられている項目

	・・・1回/月
	・・・1回/年
	・・・1回/3箇月

区分	No.	検査項目名	基準値	検査頻度	適用※1	過去3年 最大値
健康に 関する 項目	基 1	一般細菌	100 個/ml 以下	1回/月	省略不可項目 ※2	8 個/ml
	基 2	大腸菌	検出されな いこと			検出せず
	基 3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	1回/年	安全確認のため ※3	0.0003 mg/l 未満
	基 4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下			0.00005 mg/l 未満
	基 5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下			0.001 mg/l 未満
	基 6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下			0.001 mg/l 未満
	基 7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下			0.001 mg/l 未満
	基 8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下			0.002 mg/l 未満
	基 9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下			0.004 mg/l 未満
	基 10	シアン化物イオン及び塩化シ アン	0.01 mg/l 以下	1回/ 3箇月	省略不可項目 ※4	0.001 mg/l 未満
	基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下		検出値より ※5	7.0 mg/l
	基 12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1回/年	検出値より ※6	0.11 mg/l
	基 13	ホウ素及びその化合物	1 mg/l 以下		安全確認のため ※3	0.1 mg/l 未満
	基 14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下			0.0002 mg/l 未満
	基 15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下			0.005 mg/l 未満
	基 16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及 びトランス-1, 2-ジクロロ エチレン	0.04 mg/l 以下			0.004 mg/l 未満
	基 17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下			0.002 mg/l 未満
	基 18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下			0.001 mg/l 未満
	基 19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下			0.001 mg/l 未満

健康に関する項目	基20	ベンゼン	0.01 mg/l以下	1回/年	安全確認のため ※3	0.001 mg/l未満
	基21	塩素酸	0.6 mg/l以下	1回/ 3箇月	省略不可項目 ※4	0.06 mg/l未満
	基22	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下			0.002 mg/l
	基23	クロロホルム	0.06 mg/l以下			0.006 mg/l未満
	基24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l以下			0.003 mg/l未満
	基25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l以下			0.01 mg/l未満
	基26	臭素酸	0.01 mg/l以下			0.001 mg/l未満
	基27	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下			0.01 mg/l未満
	基28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l以下			0.003 mg/l未満
	基29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l以下			0.003 mg/l未満
	基30	ブロモホルム	0.09 mg/l以下			0.009 mg/l未満
	基31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下			0.011 mg/l
水道水の性状に関する項目	基32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下	1回/年	安全確認のため ※3	0.1 mg/l
	基33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l以下			0.02 mg/l
	基34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下			0.03 mg/l未満
	基35	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下			0.1 mg/l未満
	基36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l以下			17 mg/l
	基37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l以下			0.005 mg/l未満
	基38	塩化物イオン	200 mg/l以下	1回/月	省略不可項目 ※2	20 mg/l
	基39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/l以下	1回/ 3箇月	検出値より ※5	94 mg/l
基40	蒸発残留物	500 mg/l以下	200 mg/l			

水道 の 性 状 に 関 す る 項 目	基41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	1回/年	安全確認のため ※3	0.02 mg/l未満	
	基42	ジェオスミン	0.00001 mg/l以下		安全確認のため ※7	0.000001 mg/l未満	
	基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下		安全確認のため ※3	0.000001 mg/l未満	
	基44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下		1回/月	省略不可項目 ※2	0.002 mg/l未満
	基45	フェノール類	0.005 mg/l以下				0.0005 mg/l未満
	基46	有機物（全有機炭素の量）	3 mg/l以下	0.5 mg/l			
	基47	pH値	5.8以上～ 8.6以下	8.6			
	基48	味	異常でない こと	異常なし			
	基49	臭気	異常でない こと	異常なし			
	基50	色度	5度以下	1.4 度			
	基51	濁度	2度以下	0.3 度			

※1. 水道法施行規則第15条第1項第3号、4号による。

※2. 基1、2、38、基46～51の9項目については、省略、検査回数減不可項目のため原則検査頻度の1箇月に1回実施。

※3. 基3～9、基13～20、基32～37、基41、44、45の項目については、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるので、3年に1回以上まで検査頻度を減らすことが可能であるが、安全確認のため1年に1回実施。  
神谷水系は、取水地点（神谷4号水源地）追加により原則検査頻度の、3箇月に1回実施。  
八坂神社は、水源の種別変更（表流水から地下水）により、過去1年間ではあるが、検査結果が基準値の1/10以下であり、松野まちづくりセンターと同じ水源からの取水であるので、検査回数を減じて1年に1回実施。

※4. 基10、基21～31の項目については、省略、検査回数減不可項目のため原則検査頻度の3箇月に1回実施。

※5. 基11、39、40の項目については、検査結果が基準値の1/5を超過したため原則検査頻度の、3箇月に1回実施。

※6. 基12の項目については、過去の検査結果が基準値の1/5以下のため1年に1回実施。  
神谷水系は、取水地点（神谷4号水源地）追加により原則検査頻度の、3箇月に1回実施。

※7. 基42、43の項目については、過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、地下水および湧水であり水源が汚染源による影響を受けないため、省略することができるが安全確認のため1年に1回実施。  
神谷水系は、取水地点（神谷4号水源地）追加により、藻類発生時期で6月～9月の期間にて月に1回実施。

## ②「原水項目」に関する検査(原水84箇所)

No.	検査項目名	基準値 (mg/l以下) ※1	検査頻度
原1	一般細菌	100個/ml以下	1回/年
原2	大腸菌	検出されないこと	
原3	カドミウム及びその化合物	0.003	
原4	水銀及びその化合物	0.0005	
原5	セレン及びその化合物	0.01	
原6	鉛及びその化合物	0.01	
原7	ヒ素及びその化合物	0.01	
原8	六価クロム化合物	0.02	
原9	亜硝酸態窒素	0.04	
原10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	
原11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	
原12	フッ素及びその化合物	0.8	
原13	ホウ素及びその化合物	1	
原14	四塩化炭素	0.002	
原15	1,4-ジオキサン	0.05	
原16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	
原17	ジクロロメタン	0.02	
原18	テトラクロロエチレン	0.01	
原19	トリクロロエチレン	0.01	
原20	ベンゼン	0.01	
原21	亜鉛及びその化合物	1	
原22	アルミニウム及びその化合物	0.2	

原23	鉄及びその化合物	0.3	1回/年
原24	銅及びその化合物	1	
原25	ナトリウム及びその化合物	200	
原26	マンガン及びその化合物	0.05	
原27	塩化物イオン	200	
原28	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	
原29	蒸発残留物	500	
原30	陰イオン界面活性剤	0.2	
原31	ジェオスミン	0.00001	
原32	2-メチルイソボルネオール	0.00001	
原33	非イオン界面活性剤	0.02	
原34	フェノール類	0.005	
原35	有機物（全有機炭素の量）	3	
原36	pH値	5.8以上～8.6以下	
原37	臭気	異常でないこと	
原38	色度	5度以下	
原39	濁度	2度以下	

※1. 原水については、基準値は適用されません。

③ 「水質管理目標設定項目」に関する検査

・水質管理上、必要と判断した項目を8水系内9箇所の  
原水及び給水栓水において検査を実施します。



・・・原水

・・・給水栓水

No.	検査項目名	目標値 (mg/l以下)	種別	適用
1	アンチモン及びその化合物	0.02	原水	1回/年
2	ウラン及びその化合物	0.002(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	0.02		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004		
8	トルエン	0.4		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08		
10	亜塩素酸	0.6	-	使用実績なし
12	二酸化塩素	0.6	-	
13	ジクロロアセトニトリル	0.01(暫定)	給水栓水	1回/年
14	抱水クロラール	0.02(暫定)		
15	農薬類	1 (④リスト参照)	原水	1回/年
16	残留塩素	1	給水栓水	
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	-	基準項目にて実施
18	マンガン及びその化合物	0.01	-	
19	遊離炭酸	20	原水	1回/年
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム)	3		
23	臭気強度(TON)	3以下	給水栓水	
24	蒸発残留物	30~200	-	基準項目にて実施
25	濁度	1度以下	-	
26	pH値	7.5程度	-	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度~0	原水	1回/年
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	給水栓水	1回/月
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1	原水	1回/年
30	アルミニウム及びその化合物	0.1	-	基準項目にて実施
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005(暫定)	原水	1回/年



④「水質管理目標設定項目(農薬類)」に関する検査

(水質管理目標設定項目15)の対象農薬115種類の項目を8水系内9箇所の原水において検査を実施します。

No.	農薬 No.	検査項目名	目標値 (mg/l以下)	検査頻度
1	農 1	1,3-ジクロロプロペン (D-D)	0.05	1回/年
2	農 2	2,2-DPA (ダラポン)	0.08	
3	農 3	2,4-D (2,4-PA)	0.02	
4	農 4	EPN	0.004	
5	農 5	MCPA	0.005	
6	農 6	アシュラム	0.9	
7	農 7	アセフェート	0.006	
8	農 8	アトラジン	0.01	
9	農 9	アニロホス	0.003	
10	農10	アミトラズ	0.006	
11	農11	アラクロール	0.03	
12	農12	イソキサチオン	0.005	
13	農13	イソフェンホス	0.001	
14	農14	イソプロカルブ (MIPC)	0.01	
15	農15	イソプロチオラン (IPT)	0.3	
16	農16	イプフェンカルバゾン	0.002	
17	農17	イプロベンホス (IBP)	0.09	
18	農18	イミノクタジン	0.006	
19	農19	インダノファン	0.009	
20	農20	エスプロカルブ	0.03	
21	農21	エトフェンプロックス	0.08	
22	農22	エンドスルファン (ベンゾエピン)	0.01	
23	農23	オキサジクロメホン	0.02	
24	農24	オキシ銅 (有機銅)	0.03	
25	農25	オリサストロビン	0.1	
26	農26	カズサホス	0.0006	
27	農27	カフェンストロール	0.008	
28	農28	カルタップ	0.08	

29	農29	カルバリル (NAC)	0.02	1回/年
30	農30	カルボフラン	0.0003	
31	農31	キノクラミン (ACN)	0.005	
32	農32	キャプタン	0.3	
33	農33	クミルロン	0.03	
34	農34	グリホサート	2	
35	農35	グルホシネート	0.02	
36	農36	クロメプロップ	0.02	
37	農37	クロルニトロフェン (CNP)	0.0001	
38	農38	クロルピリホス	0.003	
39	農39	クロロタロニル (TPN)	0.05	
40	農40	シアナジン	0.001	
41	農41	シアノホス (CYAP)	0.003	
42	農42	ジウロン (DCMU)	0.02	
43	農43	ジクロベニル (DBN)	0.03	
44	農44	ジクロールボス (DDVP)	0.008	
45	農45	ジクワット	0.01	
46	農46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	0.004	
47	農47	ジチオカルバメート系農薬	0.005	
48	農48	ジチオピル	0.009	
49	農49	シハロホップブチル	0.006	
50	農50	シマジン (CAT)	0.003	
51	農51	ジメタメトリン	0.02	
52	農52	ジメトエート	0.05	
53	農53	シメトリン	0.03	
54	農54	ダイアジノン	0.003	
55	農55	ダイムロン	0.8	
56	農56	ダゾメット、メタム及びMITC	0.01	
57	農57	チアジニル	0.1	
58	農58	チウラム	0.02	
59	農59	チオジカルブ	0.08	
60	農60	チオファネートメチル	0.3	

61	農61	チオベンカルブ	0.02
62	農62	テフリルトリオン	0.002
63	農63	テルブカルブ (MBPMC)	0.02
64	農64	トリクロピル	0.006
65	農65	トリクロルホン (DEP)	0.005
66	農66	トリシクラゾール	0.1
67	農67	トリフルラリン	0.06
68	農68	ナプロパミド	0.03
69	農69	パラコート	0.01
70	農70	ピペロホス	0.0009
71	農71	ピラクロニル	0.01
72	農72	ピラゾキシフェン	0.004
73	農73	ピラゾリネート (ピラゾレート)	0.02
74	農74	ピリダフェンチオン	0.002
75	農75	ピリブチカルブ	0.02
76	農76	ピロキロン	0.05
77	農77	フィプロニル	0.0005
78	農78	フェニトロチオン (MEP)	0.01
79	農79	フェノブカルブ (BPMC)	0.03
80	農80	フェリムゾン	0.05
81	農81	フェンチオン (MPP)	0.006
82	農82	フェントエート (PAP)	0.007
83	農83	フェントラザミド	0.01
84	農84	フサライド	0.1
85	農85	ブタクロール	0.03
86	農86	ブタミホス	0.02
87	農87	ブプロフェジン	0.02
88	農88	フルアジナム	0.03
89	農89	プレチラクロール	0.05
90	農90	プロシミドン	0.09
91	農91	プロチオホス	0.007
92	農92	プロピコナゾール	0.05

1回/年

93	農93	プロピザミド	0.05	1回/年
94	農94	プロベナゾール	0.03	
95	農95	ブロモブチド	0.1	
96	農96	ベノミル	0.02	
97	農97	ペンシクロン	0.1	
98	農98	ベンゾビシクロン	0.09	
99	農99	ベンゾフェナップ	0.005	
100	農100	ベンタゾン	0.2	
101	農101	ペンディメタリン	0.3	
102	農102	ベンフラカルブ	0.02	
103	農103	ベンフルラリン (ベスロジン)	0.01	
104	農104	ベンフレセート	0.07	
105	農105	ホスチアゼート	0.005	
106	農106	マラチオン (マラソン)	0.7	
107	農107	メコプロップ (MCPP)	0.05	
108	農108	メソミル	0.03	
109	農109	メタラキシル	0.2	
110	農110	メチダチオン (DMTP)	0.004	
111	農111	メトミノストロビン	0.04	
112	農112	メトリブジン	0.03	
113	農113	メフェナセット	0.02	
114	農114	メプロニル	0.1	
115	農115	モリネート	0.005	

⑤ 「要検討項目」に関する検査

No.	検査項目名	検査頻度	採水箇所
1	ダイオキシン類	1回/年	原水4箇所 ※1

※1 川尻水源地、神谷水源地、今宮水源地、大淵1号水源地  
 (富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に基づく検査)

⑥ 「クリプトスポリジウム等対策」に関する検査 (指標菌)

No.	検査項目名	検査頻度	採水箇所
1	大腸菌	1回/3箇月	原水84箇所
2	嫌気性芽胞菌	1回/3箇月	原水84箇所

(3) 試料の採取及び運搬方法

委託する検査については、水質検査業務受託者にて、試料の採取・運搬を行います。

なお、試料の採取は厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、12時間以内に検査が開始できるよう保冷するとともに、破損防止の措置を施し、速やかに検査機関まで運搬します。

## 6. 水質検査方法（自己／委託の区分）

毎日検査項目、その他の項目（水質基準項目及び水質管理目標設定項目等）の水質検査は、全て業務委託により実施します。

水質基準項目の検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

なお、毎日検査項目以外の検査は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に委託します。

## 7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に採水から運搬、水質分析まで、全て水質業務受託者により実施します。

1. 水源の水質が著しく悪化したとき。
2. 水源に異常があったとき。
3. 浄水過程において異常があったとき。
4. 水道施設（深井戸）の洗浄を行ったとき。
5. その他特に必要があると認められるとき。

検査項目は、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(TOCの量)・pH値・味・臭気・色度・濁度の9項目のほか、状況に応じて関連する項目を選定して行います。

なお、臨時の水質検査は、水質異常が終息し、給水栓（蛇口）の水の安全性が確認されるまでおこないます。

## 8. 検査施設への立入調査

1年以内に定期的に1回、受託者の検査施設への立入調査を実施するか、又はそれと同等の方法で水質検査の実施状況及び精度管理の実施状況等について調査するとともに、受託者の技術能力等が適正であるかを確認します。

## 9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は需要者に公表します。

公表の方法は、富士市のウェブサイトに掲載するとともに、水道維持課においても閲覧が可能です。

## 10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各検査地点の水質検査結果は、水質基準等や過去の検査結果と比較及び評価を行い、翌年度の水質検査計画の作成に反映していきます。

## 11. 水質検査における精度管理及び信頼性保証

水質検査の測定値の信頼性を確保するために、受託検査機関には、内部精度管理及び外部精度管理の結果報告書の提出を義務付けます。

## 12. 関係者との連携

県、市(環境保全担当)、岳南地域地下水利用対策協議会等と連絡体制を取り、良好な水質の確保と安定した水道水の供給に努めます。また、水質に関する事故等が発生した場合は受託検査機関等と連携を図り、直ちに適切な対策を講じます。

